参考資料1

インセンティブ制度の広報原稿（協会けんぽなら健康だより2019年6月号）

始まっています！
インセンティブ制度

皆さまの取組の結果により保険料率が変わります！

【インセンティブ制度とは】

インセンティブ制度とは、加入者の健康長寿と、事業主や加入者が支払っている保険料率の安定化を目的として、国が各医療保険者に導入している制度で、加入者の健康等に関する取組の総和により保険料率に影響する仕組みのことです。

協会けんぽにおいては、特定健診受診率など**５つの評価指標**に基づき全支部をランキング付けし、**上位23支部に対して得点数（偏差値）に応じた報奨金（インセンティブ）を付与する**ことにより、**支部単位で健康保険料率を引き下げる**仕組みとなっています。

平成30年度以降の実績が、翌々年度（２年後）の保険料率に反映されます。

インセンティブ(報奨金)付与の仕組み

①制度の財源として、全支部の健康保険料率(後期高齢者支援金の部分)の中に0.01％が盛り込まれます。

②５つの評価指標により支部をランキング付けし、上位23支部の健康保険料率を得点に応じて引き下げます。(インセンティブの付与)

【インセンティブ制度のイメージ図】

奈良支部保険料率を10.07％とした場合、インセンティブ制度導入（0.01％拠出あり）後、下記ケースA～Dのいずれかのような保険料率になります。

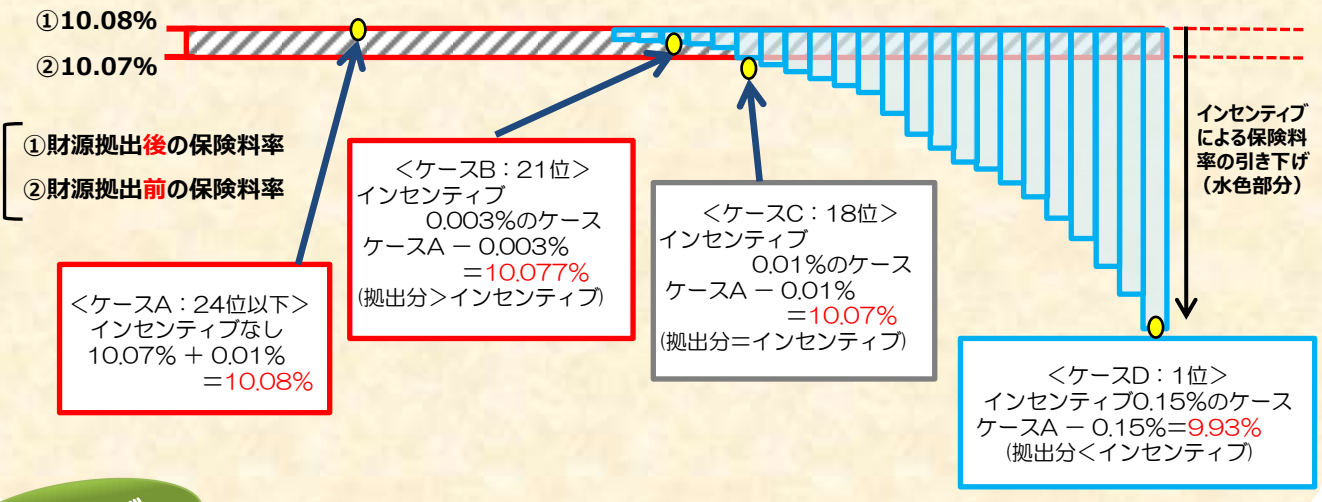

例えば

≪標準報酬月額３０万円、保険料率１０.０７％の場合≫

保険料月額：３０万円×１０.０７％＝３０,２１０円（労使折半前の金額）

≪インセンティブ制度で保険料率が0.1％下がったら≫

保険料月額：３０万円× ９.９７％ ＝２９,９１０円（労使折半前の金額）

（▲３００円）　年間▲3,６００円

支部の成績が決まる、５つの評価指標は裏面へ！

各指標は実績だけでなく、対前年度の**伸び幅や伸び率も評価の対象**です。
現在の実績値が低くても、事業主・加入者の皆様の**今後の行動が、よりダイレクトに評価へ影響する仕組み**となっています。

平成29年度の実績

奈良支部　総合順位：**18位**　（保険料率への反映は、平成30年度実績からとなります）

指標①　特定健診等の受診率	奈良支部の現状
皆さまにお願いしたいこと **●協会けんぽの健診を毎年受診してください。** ・被保険者の方は「生活習慣病予防健診」、被扶養者の方は「特定健診」を受診してください。 ・協会けんぽの健診以外（事業者健診）を実施の事業所様は、健診結果データを協会けんぽにご提供ください。（４０歳以上の協会けんぽ加入者分）	**41位**
指標②　特定保健指導の実施率	**奈良支部の現状**
皆さまにお願いしたいこと **●特定保健指導の案内が届いたらご協力をお願いします。** ・特定保健指導は主に保健師等が事務所を訪問し実施しますので、事業所で特定保健指導を受けられるよう環境整備にご協力ください。	**28位**
指標③　特定保健指導対象者の減少率	**奈良支部の現状**
皆さまにお願いしたいこと **●健康的な生活習慣を身につける取組を社内で推進しましょう。** ・特定保健指導は保健師等の指示に従い、最後まで中断することなく続けてください。 ・特定保健指導の対象とならないよう、日ごろから健康づくりを心掛けてください。	**18位**
指標④　要治療者の医療機関受診率	**奈良支部の現状**
皆さまにお願いしたいこと **●健診結果で「要治療」「要精密検査」となった方へ必ず医療機関を受診するように促してください。**	**2位**
指標⑤　ジェネリック医薬品の使用割合	**奈良支部の現状**
皆さまにお願いしたいこと **●医療機関でお薬が処方される際、ジェネリック医薬品を選択してください。** ・「ジェネリック医薬品希望シール」をお配りしています。ご希望の場合は当支部までご連絡ください。	**40位**

奈良支部は、特に**「指標① 特定健診等の受診率」**と**「指標⑤ ジェネリック医薬品の使用割合」**について、積極的な取組が必要です。

今後は皆さまお一人おひとりの健康づくりの取り組みそのものが評価され、取り組んだ結果が健康保険料率に反映されます。健康づくりに取り組んで、健康保険料率を下げましょう！

詳しくは協会けんぽホームページをご覧ください。
協会けんぽ　インセンティブ　検索

QR コード

≪お問い合わせ先≫　企画総務グループ　TEL.0742-30-3702（直通）